

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱

昭和40年9月10日付40農地D第1139号
最終改正 令和4年4月1日付3農振第2935号

各地方農政局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿
北海道知事 }

農林水産事務次官

(目的及び趣旨)

- 第1 海岸災害関連事業は海岸災害復旧事業と、地すべり防止施設災害関連事業は地すべり防止施設災害復旧事業とそれぞれ合併して施行する事業であつて、当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の新設又は改良を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的とする。
- 2 事業の実施については海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年農林省、運輸省、建設省令第1号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(関連事業決定の申請)

- 第2 地方公共団体の長は、国の負担金の交付を受けて海岸災害関連事業又は地すべり防止施設災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）第6条の規定による災害復旧事業設計書（以下「設計書」という。）の提出に併せて関連事業の設計書（別記）に災害関連事業箇所別調書（様式第1）及び災害関連事業箇所別概要書（様式第2）を添付して農林水産大臣に申請するものとする。ただし、海岸災害復旧事業又は地すべり防止施設災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）として設計書を提出したもののうち、関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該設計書をもって関連事業の設計書の提出があつたものとみなす。

(関連事業の審査等)

- 第3 農林水産大臣は、第2の規定により提出された申請書を受理したときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）第7条の規定による審査に併せて、別に定める基準により当該関連事業について審査を行い、予算の範囲内において、関連事業として適当と認めるときは事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事（当該事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあつてはその長。以下同じ。）に通知するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、市（指定都市を除く。以下同じ。）町村の事業に係るものについては、遅滞なくこれを当該市町村長に通知しなければならない。

（設計の変更）

第4 第3の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害関連事業全体設計書（この規定により農林水産大臣に提出してその承認を受けた災害関連事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更を加えようとするときは、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年9月10日付け農地D第1140号農林事務次官依命通知。以下「取扱要綱」という。）第15の規定を準用する。

（関連事業の増破等の取扱い）

- 第5 関連事業が未施行又は未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは当該施設に係る関連事業は廃止するものとする。
- 2 関連事業の実施中において、当該事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には復旧事業計画。以下同じ。）に基づいて行うものとする。なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打切り、精算した残額については、新たな関連事業に基づく事業における工事費の「うち未成額」（発生の年を異にする場合の未施行工事費の額）とする。
 - 3 関連事業に係る施設の位置を変更する場合においては、新たな災害による原位置の施設についての増破額は、関連事業の未着手、施行中を問わず新たな関連事業における工事費に算入しないものとする。

（委任）

第6 この要綱に定めるもののほか、関連事業の実施については農村振興局長が別に定める。

別記

第2の「関連事業の設計」の記載様式等については、次の各号によるものとする。

1 関連事業設計の記載様式

「海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令」（昭和26年7月27日農林省令第53号。以下「省令」という。）第3条に規定する設計書の様式を準用する。この場合、省令に定める第3号様式の各表及び添付図面については、復旧事業と関連事業とを併せた全体のものを作成するものとする。

2 復旧事業と関連事業と併せた設計書の作成については取扱要綱第7から第11までの規定を準用するものとする。

3 関連事業費の算出

第2号により算出された事業費	A
復旧事業費	B
関連事業費	A - B

様式第1

災害関連事業箇所別調書

都道府県（指定都市）名

工事番号	所在地			事業主体	申請					調査					(ロ) /(イ)	ABの区分	採択理由	備考	
	都市	町村	字		関連費					(イ) 災害費	関連費								
					工種	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額		工種	数量	金額	うち 未成 (転属)					差引額
A 項 計						(箇所) m	千円	千円	千円			(箇所) m	千円	千円	千円	%			
B 項 計																			
合 計																			

- 注 1 海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が400万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100パーセント内のものをA項関連、その他のものをB項関連と区分のうえ記入する。
- 2 うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災、及び工事番号を記入する。
- 3 採択理由欄は採択基準第何号と簡単に記入する。
- 4 保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
- 5 保留扱いとなった箇所及びB項関連箇所については災害関連事業箇所別概要書（様式第2）のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。
- 6 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

様式第2

災害関連事業箇所別概要書

調査官氏名
立会官氏名

都道府県名	番 号	災害名及び被災年月日	年 〇〇 月 日	工 種	所在地	〇〇郡(市)〇〇町(村)字〇〇	
工 事 費		工 事 計 画 概 要	天端高 m 天端幅 m 施行延長 m	天 端 高 決 定 の 根 拠			
災 害	関 連						計
千円	千円						千円
現 行	計画区域内既設堤防延長 m 天端幅 m 天端高 m 〃 無堤天然海岸延長 m			見 取 略 図			
	計 画 区 域 外 状 況	起 点 側		終 点 側		1 平面図 2 断面図	
m 取付く 気付かない		m 取付く 気付かない					
m		m					
工 事 しゅん工 工事中 (計画)		工 事 しゅん工 工事中 (計画)					
経 済 効 果	田 畑 宅 地	h a h a a	人 家 戸				
	(関連事業採択条件(理由)及び関連事業費算出方法)						